| | | |
|---|---|---|
| しくは当該発明に係る情報を化体する物件（以下この様式において「発明に係る文書等」という。）を保管する区域を特定し、その特定された区域（以下この様式において「特定区域」という。）への立入りの管理及び制限をするための措置を講じているか。 | | |
| ロ　発明に係る文書等の保管は、特定区域において、適切な保管設備を用いて発明に係る情報の漏えいを防止するための措置を講じた上で行っているか。 | □ | |
| ハ　新たに発明に係る文書等を複製又は製作するときは、あらかじめ、その理由及び方法を示して、情報管理責任者の承認を得ることとし、その数は必要最小限にとどめているか。 | □ | |
| ニ　発明に係る文書等を特定区域から持ち出すときは、あらかじめ、その理由及び方法を示して、情報管理責任者の承認を得ることとしているか。 | □ | |
| ホ　発明に係る文書等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行っているか。 | □ | |
| ヘ　イからホまでに掲げるもののほか、発明に係る文書等の盗難及び紛失を防止するための措置を講じているか。 | □ | |
| 四　技術的な情報管理に関する措置の状況 | | |
| イ　電子計算機において発明に係る情報を取り扱うことができる者を限定するための措置を講じているか。 | □ | |
| ロ　発明に係る情報を取り扱う電子計算機が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための措置を講じているか。 | □ | |
| ハ　イ及びロに掲げるもののほか、電子計算機における発明に係る情報の漏えいを防止するための措置を講じているか。 | □ | |

（記載上の注意）

それぞれの項目の措置を講じている場合には、□に印を付けること。印を付けた項目については、当該措置を講じていることを証する書類を添付すること。

2　特許出願人以外に発明に係る情報の取扱いを認めた事業者に関する事項

（1）　特許出願人以外に保全対象発明となり得る発明に係る情報の取扱いを認めた事業者の有無（該当する方を○で囲むこと）

| 有 | 無 |
|---|---|

（2）　特許出願人以外に発明に係る情報の取扱いを認めた事業者に関する情報

ア　特許出願人以外に発明に係る情報の取扱いを認めた事業者の数（事業者数を記載すること）

イ　特許出願人以外に発明に係る情報の取扱いを認めた事業者の個別状況（事業者が複数の場合は下の表を追加すること）

| 事業者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） | | |
|---|---|---|
| 事業者の住所又は居所 | | |
| 項　目 | チェックボックス | 備　考（該当していない場合はその理由及び今後の予定を記載） |
| 一　組織的な情報管理に関する措置の状況 | | |
| イ　情報取扱者を適正に管理するとともに、発明に係る情報の漏えいを防止するための措置の適切な実施を一元的に管理する責任者として、情報管理責任者を指名しているか。 | □ | |
| ロ　情報管理責任者及びその他の情報取扱者の責務及び業務を明確にしているか。 | □ | |
| ハ　情報管理責任者及びその他の情報取扱者並びにこれらであった者の氏名その他発明に係る情報を適正に管理するのに必要な情報を記載した管理簿を整備しているか。 | □ | |
| ニ　発明に係る情報を営業秘密（不 | □ | |